

子どもの権利

第23号

ニュース

編集責任：日弁連子どもの権利委員会

2022年8月1日

こども家庭庁設置法・こども基本法の成立について

子どもの権利委員会・人権救済小委員会委員長 柳 優香 (福岡県弁護士会)

2022年6月15日に、参議院本会議でこども家庭庁設置法(以下「設置法」という。)及びこども基本法(以下「基本法」という。)が可決、成立した。2023年4月にはこども家庭庁が発足し、併せて基本法も施行される予定である。各法の内容及び今後の課題について報告する。

1 こども家庭庁について

現在、子どもに関する政策は、内閣府、厚生労働省、文部科学省、法務省等様々な省庁にまたがっており、各省庁において政策が実施されることによるいわゆる縦割り行政の弊害や、各法律において対象年齢が区切られることで支援が途切れがちであること等が指摘されてきた。こうしたことの解消のために、子どもをまんなかに据えて子どもに関する政策を行う各省庁に対する総合調整機関、司令塔として、内閣府の外局にこども家庭庁が創設されることとなった。

こども家庭庁の任務において、こどもの年齢及び発達程度に応じた意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本とされている(設置法3条1項)。「こども」は、心身の発達の過程にあるものと定義されている。国会審議では、それぞれの子どもの状況に応じた必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われるようにという趣旨と説明されている。また、名称に「家庭」が入ったことについては、子どもを中心に、子どもの成長を支える、子どもにとっての居場所を家庭と考え、居心地のいい居場所に子どもが常にいられる権利がある、家庭における子育てを社会全体で支えることが子どもの幸せにつながるという趣旨だと野田国務大臣は答弁している。また、こども家庭庁には、内閣総理大臣等の諮問に応じて、こども政策に関する重要事項を

調査審議する「こども家庭審議会」が設置される。

2 こども基本法について

日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの権利擁護が図られ、こども施策を総合的に推進することを目的とされた法律であり(基本法1条)、基本理念の中に子どもの権利条約の4つの一般的原則に相当する規定がおかれている(基本法3条)。また、国及び地方公共団体のこども施策へのこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずること(基本法11条)、国が、基本法及び子どもの権利条約の趣旨及び内容について国民に周知を図ること等も規定された(基本法15条)。

3 今後の課題等

当連合会は、昨年9月17日に子どもの権利条約の内容を国内で実現すべく「子どもの権利基本法の制定を求める提言」及び「子どもの権利基本法案」(以下「法案」という。)を公表した。この法案でも示したこども施策を総合的・包括的に行うための省庁が設置されること、子どもの権利条約の精神にのっとり法律が成立したことは歓迎すべきである。また、野田国務大臣が、「こどもまんなか社会」について、常に子どもの最善の利益を第一に考えて、子どもに関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えられる社会と位置付け、子どもが権利の主体であることを社会全体で認識し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする社会を目指すことを答弁しており、子どもが権利の主体であることを明確にした点も評価できる。

しかしながら、こども家庭庁の所掌事務には文部科学省の学校教育に関する事務等は含まれておらず、各省庁に残った子どもに関する政策について、具体

的な連携がどのようになされていくのかは注意が必要である。

また、基本法では、法案のように、子どもの権利が具体的な権利としては明記されておらず、国連子どもの権利委員会からも設置を勧告されている、子どもの権利擁護委員会の設置も見送られた。国会審議では、こども家庭庁の各省庁に対する勧告権や、こども家庭審議会の調査審議で子どもの権利擁護に対応することが述べられているが、政府から独立した立場で、また、子どもに寄り添い、子どもの視点に立った問題解決をする存在として、子どもの権利擁護委員会は不可欠である。この点について、当連合会は本年5月9日に会長声明を発出するとともに、シンポジウムを開催し、地方自治体で先行して設置されている子どもの相談救済機関の現状やその意義、国における機関の必要性について報告をした。本年8月24日には更にその意義を深めるシンポジウムの開催も予定している。

その他、予算については、政府の財政上の措置の努力義務が規定されるにとどまり(基本法16条)、子どもの権利実現のための施策を具体的、効果的に実施するための財政の確保がどのようになされるかは明らかではない。また、子どもの権利に関する学校教育等への導入、国連子どもの権利委員会からの勧告等の尊重、子どもの意見表明や参加を保障し、基本計画等に子どもの意見を反映する具体的な仕組みの構築等、今後実現すべき点が多くある。

このような課題を踏まえて、当連合会は本年6月29日にも会長声明を発出した。今後も、こども施策が適切に実施され、子どもの権利が保障されるために、活動を続けていきたい。各弁護士会においても、子どもの権利保障のための活動、シンポジウムの実施などに御協力いただきたい。

児童福祉法が改正されました

子どもの権利委員会副委員長 浜田 真樹 (大阪弁護士会)

本年6月8日、児童福祉法の改正案(以下「改正法」という。)が成立した。内容は多岐に亘るが、弁護士にとって特に重要なのは以下の2点である。

■一時保護の司法審査

改正法では、児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合を除き、事前又は開始から7日以内に「一時保護状」を請求しなければならないこととされた。裁判官は、一時保護の要件充足を審査し、明らかに必要ないと認めるときを除き、一時保護状を発行することとされている(改正

法33条3項以下)。しかし、この改正法には、一時保護の要件設定の一部を省令に委任している点や、ただでさえ多忙な一時保護開始直後の児童相談所の事務を大きく増大させるおそれがある点などに問題がある。

■児童の意見聴取等

①児童相談所が入所措置や一時保護の際などに対象児童の意見聴取を行うことを義務付ける「意見聴取等措置」(改正法33条の3の3)が導入されるとともに、②現に施設入所等の措置が採られている児童

から処遇についての意見等を把握して支援を行う「意見表明等支援事業」(改正法6条の3第17項)の実施が都道府県の努力義務とされた。これらは子どもの意見表明権の実質化に途を開くものとして期待する声がある一方で、制度の枠組みが不十分であるといった問題点も指摘されている。

■引き続き注視を

これら新制度の詳細は国において今後詳細を検討することとされているので、引き続き注視が必要である。